

会員の処分公告（会員権停止）

以下の者について、当会会則第 47 条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告します。

会員権停止 6 ヶ月

【被処分者】

氏 名	支 部	種 別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
井上 達也	川口支部	法 人 の 社員	13070526	社会保険労務士法人 Smart Brain 川口市小谷場 234-9 アレックス聖 101 号

処分をした年月日：令和 8 年 5 月 1 3 日

会員権停止期間：令和 8 年 5 月 1 4 日～令和 8 年 1 1 月 1 3 日（6 ヶ月）

処分理由：社会保険労務士法第 25 条の 30、同第 25 条の 36、

埼玉県社会保険労務士会会則第 42 条、

全国社会保険労務士会連合会会則第 43 条違反

※受講が義務付けられている倫理研修を複数年度受講せず、かつ、当会から「弁明書兼誓約書」の提出を求めたが提出がなかったことにより 3 ヶ月間会員権停止処分となり、会員権停止処分期間満了後に「業務に関する報告書」の提出を求めたが、期限までの提出を怠った。

会員権停止 1 年

【被処分者】

氏 名	支 部	種 別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
栗原 豊	越谷支部	開業	11070040	栗原社会保険労務士事務所 草加市稲荷 3-19-24

処分をした年月日：令和 8 年 5 月 1 3 日

会員権停止期間：令和 8 年 5 月 1 4 日～令和 9 年 5 月 1 3 日（1 年）

処分理由：社会保険労務士法第 1 条の 2、同法第 16 条、

埼玉県社会保険労務士会会則第 40 条、

埼玉県社会保険労務士倫理規程第 2 条の 2 違反

※長期にわたり越谷年金事務所において、複数の職員に対して行った言動は、当該事務所の業務を甚だしく阻害したものと判断できる。かかる言動は社会保険労務士の職責にもとる行為であり、行政機関との信頼関係を害するとともに、社会保険労務士及び社会保険労務士会の信用失墜につながるものと判断した。

令和 8 年 5 月 13 日

埼玉県社会保険労務士会

会長 澤田裕二